

第8回 SELAPPセミナー 「環境行政訴訟の課題と可能性」

上智大学法学部地球環境法学科 教授 越智敏裕

企画趣旨と3つの報告

平成23年5月14日（土）午後2時から午後5時45分まで、上智大学法科大学院（上智大学四ツ谷キャンパス2号館2F208）において、上智大学法科大学院環境政策プログラム（SELAPP; Sophia Environmental Law And Policy Program）恒例の環境法セミナーが開催された。8回目を数える今回のテーマは「環境行政訴訟の課題と可能性」である。

平成16年行政事件訴訟法改正以降、最高裁から下級審まで、様々な分野で環境行政訴訟が提起され、積極・消極判決が入り乱れて来されてきた。小田急事件最高裁判決、浜松市土地区画整理事業計画決定判決の後、原告適格を大幅に制限しかねない大阪サテライト判決が出されるなど予断を許さない中で、団体訴訟制度の導入を含

む行訴法の第二次改革の議論が始まっている。この環境法セミナーでは、行政法学の泰斗と中堅若手の環境派弁護士をお迎えし、報告及び討議を通じて、環境行政訴訟の課題と可能性を探ることとした。

具体的には、まず基調講演として、①阿部泰隆中央大学教授・弁護士に「環境行政訴訟の現状と課題」、②中堅の只野靖弁護士に「環境訴訟の現場から（1）（原発訴訟）、③新人の花澤俊之弁護士に「環境訴訟の現場から（2）（自然保護訴訟）」という題でそれぞれ

して、浜岡原子力発電所運転差止請求事件（静岡地裁平成19年10月26日判決）につき、担当した原告代理人としての生々しく、かつ具体的な現場報告がされた。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故との関係もあり、聴衆も強い関心を持って報告に聞き入つていた。

花澤弁護士は、本学法科大学院の一期生であり、新進気鋭の環境派弁護士である。国・県・市指定の絶滅危惧種が約100種も生息する神奈川県最大の低地性湿地である北川湿地事件（横浜地裁平成23年3月31日判決）を題材として、わが国において自然保護訴訟が深

刻な機能不全に陥っている状況について、豊富な具体例と報告者自身の弁護士経験を基にして、縦横無尽に現在の裁判例を分析、批判する高度で実に盛りだくさんの内容であった。

只野報告は、環境訴訟の一例とパネル・ディスカッションの概要

以上の報告を受け、3名の報告者をパネリストとし、筆者がコメディネーターとなつて、パネル・ディスカッションを行つた。

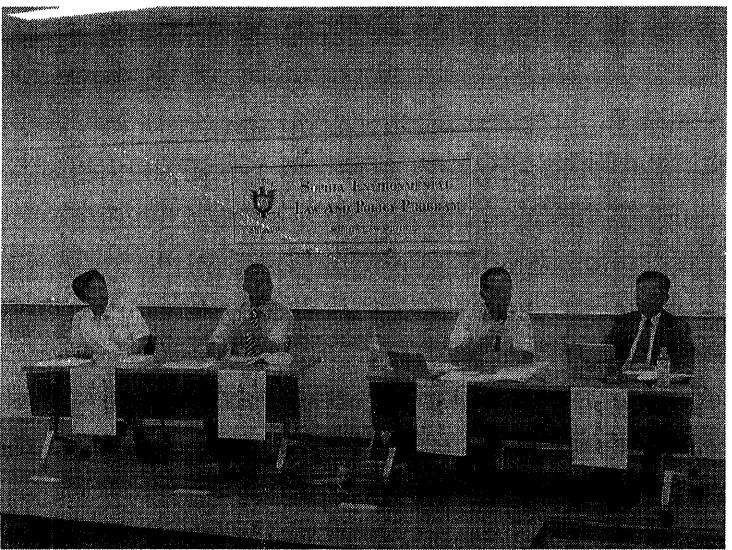
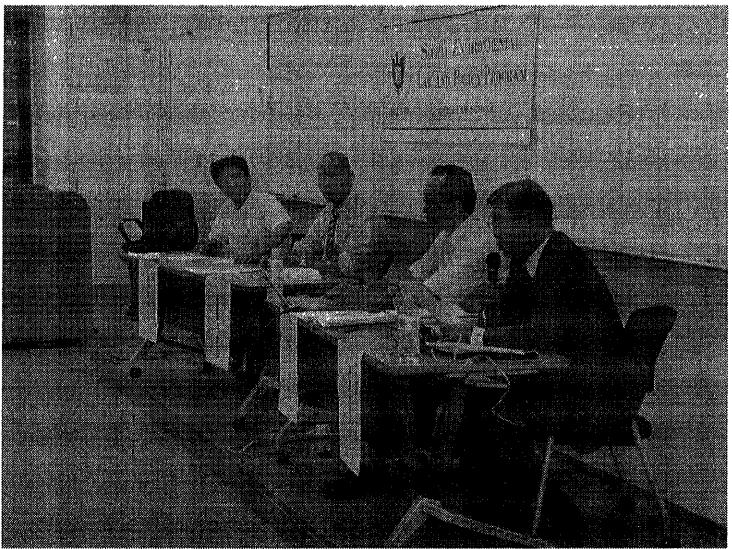
パネル・ディスカッションでは大きく訴訟要件、本案審理、環境行政訴訟と環境民事訴訟の関係の3つに分けて、パネリストにご議論頂いた。まず訴訟要件について

は、原告適格が現状のままでよいか、とりわけ大阪サテライト最高裁判決が出され、原告適格が大幅に限定される虞がある中、立法論を含めどのような対策がありうるかが議論された。大阪サテライト最高裁判決が出されたことからまちづくり分野においても深刻な悪

影響があり、とりわけ自然保護や文化財保護の分野で原告適格が認められる可能性が現状では皆無であることから、団体訴訟制度を導入する必要性が確認された。

次に処分性については、只野弁護士から、事業認定がいずれされ

ることが確実であるのに、周辺地の買収が終わるまで事業認定がされないが故に、司法審査が得られず、事業認定がされる頃には他のルートがあり得ないという意味で



▲第8回SELAPPセミナー（左から、越智教授、花澤弁護士、只野弁護士、阿部教授）

公共性が造られてしまう不合理が具体的な事例と共に指摘された。

また、ハツ場ダム訴訟が住民訴訟として提起されているのも、処分性のある行為が行政過程に存在していなかったためであることが指摘された。

非申請型義務付け訴訟については、重大な損害要件が大きなハドルとなつており、結局、活用されていないことが確認されたが、阿部教授からは、第一次判断権へ

の遠慮から、取消訴訟にさらに訴訟要件が加重されていることの不合理が、ドイツの例との比較法的視点と、取消訴訟においても取消申請権などがない点から説明された。

本案審理については、阿部教授

から、難しい議論があるが、裁量とは要するに、第三者の目から見ても筋が通っているか、それとも杜撰であるかというだけで決めれば十分であり、考慮すべきことを

十分に考慮しているか、考慮すべきでないことを重視しているかを審査すれば足りるという見解が示された。また、只野弁護士から、代替案の検討の必要性が指摘され、花澤弁護士からも具体的な事例に基づく同様の指摘があった。

最後に、環境行政訴訟と環境民事訴訟との役割分担については、そもそも行政訴訟という特別の訴訟類型を設けることの合理性自体に疑問が呈されたが、人格権でカバーし得ない領域における行政訴訟が大阪サテライト判決等で封殺するとすれば、環境行政訴訟の存在意義は残念ながら小さいと言わざるを得ないであろう。

筆者は環境行政訴訟の活性化のためには、行政事件訴訟法の第二次改革のほか、裁判所のグリーン化が必要であると考えている。それは環境派の裁判官を裁判所に送り込む作業である。当日は、法科大学院生を中心に、研究者や実務家など50名余りが出席された中から、将来の環境派裁判官が生まれることを切に願っている。